

東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会 東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に関する 検討結果（平成23年12月）抜粋

6. 中長期措置全体への提言

本部会は、中長期への取組のロードマップと研究開発課題をとりまとめることを目的に設置され、第3章、第4章、第5章では主に研究開発課題や一部安全確保に対する取組に関する提言をとりまとめた。一方、議論の過程では、現場作業における実施体制や取組に関する意見が多数あった。また第2章2項に記載している通り、TMI-2の調査結果からは、研究開発課題にとどまらず中長期措置全体の取組に反映すべき内容が抽出されている。

上記を踏まえ、研究開発課題にとどまらず中長期措置全体の取組についても本部会として提言すべきと判断し、以下に取りまとめた。

- ・国は、放射性廃棄物の処理・処分も含め廃止措置が完了するまでの中長期措置全体が安全かつ確実に推進され、完遂されることについては責任を有するとの認識の下、中長期措置を確実に遂行していくために必要となる人材、費用、資材等の確保に万全を図るとともに、公衆および作業の安全確保に向けた制度や体制を整備し、事業者を適切に監督・指導していくべきである。また中長期措置の取組の状況、見通しを継続して地元自治体はもとより、国民に対して分かりやすく説明を行うべきである。
- ・事業者は、多くの前例のない取組を含む中長期措置を安全かつ迅速に進めていくために、放射線防護を含む万全な体制を整備するべきである。また、そうした取組に着手する前の早い段階から安全規制機関と十分な協議を行って取組を計画するとともに、合理的な規制判断に資する時宜を得た説明を行っていくべきである。
- ・国は、保障措置について IAEA 等の関係機関と十分調整し、進めるべきである。
- ・国は、中長期措置全体の取組が有識者、周辺の地元自治体、一般の視点から見て安全で妥当なものであり続けるために、透明性を確保することが重要であり、第三者で構成される機関を設置し、取組状況を評価する仕組みを構築するべきである。また、第三者機関は、公聴会等を通じて立地地域住民の意見を評価に反映させるべきである。
- ・中長期措置には、燃料デブリや放射性廃棄物の性状分析や処理試験等が様々な局面で必要になると考えられる。これらのニーズが発生するたびに、分析施設などへの試料の構外輸送を実施することは、現場作業の遅延に繋がる可能性が高いことから、

福島第一原子力発電所の近傍にこれらの実施に必要な設備を設置すべきである。

- 中長期措置には遠隔装置の活用も含めて多くの前例のない取組が含まれることから、現場を模擬したモックアップ施設において取組の妥当性を検証することが効果的である。そこで、現場付近にそうした施設を整備することが望ましい。
- 中長期措置の実施に際し、事故の原因や中長期措置の技術的な内容、現場の調査結果など詳細に記録を残して広く公開し、今後の原子力安全の確保のために利用できるようにすべきである。
- 中長期措置の実施とその研究開発にあたっては、将来の地域発展の核となるような産業の育成、雇用の創出、人材育成に貢献することを念頭に取り組むこと。